

「読書のまち・かわさき」事業推進会議運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は「読書のまち・かわさき 子ども読書活動推進計画」実施要綱第4条の規定に基づき、「読書のまち・かわさき事業推進会議」（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 家庭における子どもの読書活動の推進
- (2) 地域における子どもの読書活動の推進
- (3) 学校等における子どもの読書活動の推進
- (4) 啓発広報活動の推進
- (5) その他必要な事項

(構成)

第3条 次の委員によって推進会議を構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校等関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 行政関係者
- (5) その他読書活動に関わっている者

(庶務)

第4条 推進会議の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導課及び生涯学習部生涯学習推進課において処理する。

(その他の事項)

第5条 この要綱によるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成12年9月6日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成16年6月30日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成27年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年5月29日から施行する。